

申し込み時の ①行事名(日時・曜日・コースなども) ②住所(郵便番号も) ③氏名(ふりがな) ④年齢、性別
 必要事項 ⑤電話番号 ⑥学校名・学年(児童・生徒のみ) ⑦返信先(往復はがきの場合)

さっぽろ雪まつり福祉開放

期日 2月4日(水)。

会場 雪まつり真駒内会場(自衛隊真駒内駐屯地内)。

対象 付き添いの同行が可能なお年寄り、幼児、身体の不自由な方。

申込はがきを上欄必要事項と付き添い人の氏名、電話番号、自動車使用の有無を記入し、1月16日(金)(必着)までに送付。※団体での参加を希望する場合はお問い合わせを。

申込先: 詳細 雪まつり実行委員会(市役所/15階 観光振興課内) ☎(21) 2376

身体障害者福祉センター各種講座・スポーツ

内容・日時左表の通り。

会場 身体障害者福祉センター(西区二十四軒2の6)。水泳教室は平岸プール(豊平区平岸5の14)。

種目	実施日時
生花教室	第1・3木曜 午後1時～3時
民謡教室	毎週月曜 午前10時30分～午後0時30分
ダンス教室	第3土曜 午後1時～3時
囲碁教室	毎週月曜 午後1時～3時
ペン字教室	第1・3木曜 午後1時30分～3時30分
将棋教室	第1・3水曜 午前10時～午後2時
短歌教室	第2土曜 午後1時～3時
車いすバスケットボール(男子)	毎週火・金曜 午後6時～9時、第1・3日曜 午後1時～6時
卓球	毎週火曜 午後6時～9時、第1・3日曜 午後1時～6時
アーチェリー	第1・4月曜 午後6時～9時、第2日曜 午後1時～6時
ハンディキャップテニス	第2・3月曜 午後6時～9時、第4日曜 午後1時～6時
水泳教室	毎週木曜 午後6時～7時
ゲートボール	毎週月・木曜 午前9時30分～午後4時
手足の不自由な方	料理教室 第3金曜 午前10時～午後2時
	茶道教室 最終金曜、第2火曜 午前10時～午後3時
	手芸教室 第2・4木曜 午後1時～3時
目の不自由な方	野球教室 不定期
	卓球
	バレーボール
中途失聴者	水泳教室
	手話教室 毎週金曜 午後1時～3時
	料理教室 第1木曜 午前10時～午後2時
	手芸教室 第1火曜 午前10時～午後3時
耳の不自由な方	日本舞踊 毎週月曜 午後1時～3時
	バレーボール 毎週木曜 午後6時30分～9時
	サッカー 毎週土曜 午後6時～9時
	バドミントン 第1・3・5水曜 午後6時～9時
	卓球 毎週月曜 午後6時30分～9時
ゲートボール 毎週火・金曜 午前10時～午後6時	

の18歳以上の方。申込随時電話かファクス。

申込先: 詳細 身体障害者福祉協会 ☎(61) 8853、FAX(61) 8966

医療費を助成します

市内に住民登録か外国人登録がある健康保険加入者が対象。事前に区役所で受給者証の交付申請をしてください。

△乳幼児医療費

対象 6歳未満の乳幼児(主として生計を維持する方に所得制限あり。ただし、平成13年3月31日以前に生まれた子供を除く)。

△助成額

0～3歳は通院医療費と入院医療費、4～5歳は入院医療費の保険診療の自己負担額から初診時一部負担金(医科580円、歯科510円)を除いた金額。

△重度心身障害者医療費

対象 ①1・2級と3級(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、

直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいに限る)の身体障害者手帳をお持ちの方。②知的障がいがあり、A判定の療育手帳をお持ちか重度と判定(診断)された方。①②とも主として生計を維持する方に所得制限あり。

助成額 保険診療の自己負担額から初診時一部負担金(医科580円、歯科510円、柔道整復270円)を除いた金額。

△母子家庭等医療費

対象 母子家庭や両親のいない家庭の20歳未満の子供と母子家庭の母親。父親に重度の障がいがある場合、母子家庭に準じて対象となる場合があります。主として生計を維持する方に所得制限あり。

△助成額

保険診療の自己負担額から初診時一部負担金(医科580円、歯科510円、柔道整復270円)を除いた金額。

△20歳になったら国民年金

日本に住んでいる20歳以上

みのお成

△老人医療費
 対象 ①65～69歳で次の(A)～(C)に該当する方。本人、配偶者、子供に所得制限あり、子供と別居の場合は6カ月以上経過後。同居でも対象となる特例あり。②単身世帯。③老人夫婦のみの世帯(配偶者も60歳以上)。④お年寄りとお年寄り以上の世帯。⑤68歳で市民税非課税世帯の方。⑥69歳で本人の所得が一定額以下の方。

△助成額

保険診療の自己負担額から一部負担金(医療費の1割または2割。負担上限あり)を除いた金額。

福祉サービス課 詳細 区役所(15階)の保健



保険・年金

20歳になったら国民年金

日本に住んでいる20歳以上

納付済み保険料領収証書の紛失などで代わりのものが必要方には、「納付確認書」を発行しますので、区役所保険年金課へお越しください。

12月末日までに納付した分については1月14日(水)以降に発行が可能となります(納付した金融機関によっては多少遅れる場合があります)。

60歳未満の方で、厚生年金、共済組合に加入していない方は、原則として国民年金に加入しなければなりません。20歳になったら、大学生・専門学校生の方も忘れずお住まいの区の区役所年金係で加入の手続きをしてください。

国民健康保険料・介護保険料は税金の所得控除の対象に

昨年中(1～12月)に納めた保険料は、税の申告の際、社会保険料控除の対象となります。

口座振替で納付された方には「年間納付済額のお知らせ」(国民健康保険と介護保険で別々のもの)を1月末に送付しますので、ご利用ください。ただし、介護保険料の特例徴収(年金からの天引き)分はこのお知らせには含まれませんので、年金保険者から送付される「源泉徴収票」をご利用ください。

納付済み保険料領収証書の紛失などで代わりのものが必要方には、「納付確認書」を発行しますので、区役所保険年金課へお越しください。

12月末日までに納付した分については1月14日(水)以降に発行が可能となります(納付した金融機関によっては多少遅れる場合があります)。

国民健康保険料・介護保険料は税金の所得控除の対象に

昨年中(1～12月)に納めた保険料は、税の申告の際、社会保険料控除の対象となります。

口座振替で納付された方には「年間納付済額のお知らせ」(国民健康保険と介護保険で別々のもの)を1月末に送付しますので、ご利用ください。

ただし、介護保険料の特例徴収(年金からの天引き)分はこのお知らせには含まれませんので、年金保険者から送付される「源泉徴収票」をご利用ください。

納付済み保険料領収証書の紛失などで代わりのものが必要方には、「納付確認書」を発行しますので、区役所保険年金課へお越しください。

12月末日までに納付した分については1月14日(水)以降に発行が可能となります(納付した金融機関によっては多少遅れる場合があります)。

国民健康保険料・介護保険料は税金の所得控除の対象に

昨年中(1～12月)に納めた保険料は、税の申告の際、社会保険料控除の対象となります。

口座振替で納付された方には「年間納付済額のお知らせ」(国民健康保険と介護保険で別々のもの)を1月末に送付しますので、ご利用ください。

ただし、介護保険料の特例徴収(年金からの天引き)分はこのお知らせには含まれませんので、年金保険者から送付される「源泉徴収票」をご利用ください。

納付済み保険料領収証書の紛失などで代わりのものが必要方には、「納付確認書」を発行しますので、区役所保険年金課へお越しください。

12月末日までに納付した分については1月14日(水)以降に発行が可能となります(納付した金融機関によっては多少遅れる場合があります)。

国民健康保険料・介護保険料は税金の所得控除の対象に